

第3回高知県食の安全・安心推進審議会（H18.10.17）会議録

発言者	内 容
司会	<p>いつもお世話になっております。若干ご案内を差し上げました2時より早いですが、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第3回の高知県食の安全・安心推進審議会を開催していきたいと思っております。私、食品・衛生課の岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず開会の挨拶の前に、事務局から3点ほどご報告させていただきたいと思っております。まず1点目が審議会の委員の変更でございます。これまで委員を勤めていただきました田中真紀子さんが生協を6月で退職されまして、後任に同じく生協からの代表委員としまして國松 勝さんに委員になっていただいておりますのでご報告をいたします。どうかよろしくお願いいたします。なお、お世話になりました田中真紀子さんですが、退職後に他界されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。2点目でございますが、本日の審議会の欠席者が数名おります。3名の方が所用のため欠席をされております。川村委員・濱中委員・澤田委員の3名の方が欠席でございます。したがって17名のご出席をいただいておりますので、審議会委員の過半数に達しております。会議が成立する事をご報告いたします。3点目でございますが、本日の会議は公開ということでございますので、よろしくお願いいたします。事務局等の出席につきましてはお手元の資料にもございますが、出席者名簿にございますように県・市の関係機関が出席をしております。また中国四国農政局高知農政事務所の井上課長さんにご出席を頂いております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、健康福祉部の畠中部長が欠席でございます元吉副部長が出席をしておりますので、開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
元吉副部長	<p>皆様こんにちは。本日は大変お忙しい中を第3回高知県食の安全・安心推進審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また日頃は、委員の皆様には本県の食の安全・安心の確保に関しまして本当にご尽力をいただいております。この場をおかりしまして心からお礼を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>この高知県食の安全・安心推進審議会は、前回は6月21日に第2回目を行っておりまして、今回はそれ以来の第3回目ということになります。本日のテーマでございますが、会議次第にもございますように、前回素案という格好でお示しをしてご審議をいただきました高知県食の安全・安心推進計画に関しまして、審議会でのご意見を踏まえまして事務局の方でその後修正を行いました。今回再度計画案ということでご議論をいただければというふうに思っております。この食の安全・安心推進計画は、食の安全・安心推進条例の趣旨に基づきまして、関係</p>

	<p>者の皆様と共に食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進をしていくための大変重要な計画となります。なお今後のスケジュール等につきましては、後ほど事務局の方からもご説明させていただく予定となっておりますけれども、本日の審議をいただいた上で県民の皆様からいわゆるパブリックコメントというような格好でご意見を伺おうというふうな計画をしております。そうした意味からも、本日の会で委員の皆様それぞれの立場から活発な議論をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ですが開会にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。それでは会議に入る前にお手元の資料の確認をさせて頂きたいと思います。まずお手元の資料をご覧下さい。まず1枚目、第3回高知県食の安全・安心推進会議という資料がございますでしょうか。次に高知県食の安全・安心推進計画（案）素案の修正という資料がございますでしょうか。続きまして高知県食の安全・安心推進計画（案）ががございますでしょうか。よろしいですか。それと委員さんの方には素案ということで、高知県食の安全・安心推進計画の素案という資料を配布しております。それで関係各課の方でもし素案をお持ちでない方は事務局の方からお持ちしたいと思いますが、よろしいですか。もし資料がなければ手を上げていただければお持ちしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは確認を終わります。</p> <p>それでは、これからの議事の進行につきましては、青山会長さんによりようお願いをいたします。</p>
<p>青山会長</p>	<p>会長の青山でございます。朝夕めっきり秋らしくなりましたが、日中は暖かく、こういう季節不順の時期が生活習慣病に一番危険だということで、ご健康にお気をつけ下さい。今日はお忙しい中ご出席を頂きましてありがとうございます。後は座って進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それではさっそく議事を進めてまいりたいと思います。前回の審議会で高知県食の安全・安心推進計画の素案につきましてご審議を頂きました。その中でご意見を頂きました。またその後、事務局の方にお届け頂きましたご意見やご要望を事務局の方で取りまとめて頂きました。それに基づきまして推進計画の案を作成して頂いておりますので、まず事務局からこの案の説明をして頂きたいと思ます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>福井課長</p>	<p>事務局の食品・衛生課長の福井です。よろしくお願いいたします。多忙の中、当審議会に出席いただきまして、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは資料に基づきまして推進計画（案）を説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>前回の審議会で推進計画の素案を示させて頂きました。お手元へお配りしている素案です。それに対しまして色々なご意見を頂き、また審議会の終了後メール</p>

でも意見を頂いております。その意見を踏まえまして関係各課で再度検討をして今回の素案を修正した推進計画（案）を作り上げました。その推進計画（案）とそして（素案）の修正、ちょっと薄いやつですけれども、これを修正したものをまとめたという内容のものですけれども、その両方を見ていただきながら私のほうの説明とさせていただきたいと思います。資料が2つを行き来するというようなことと、こちらの推進計画（案）の方は長くなりますので、計画（案）という形と呼ばしてもらいます。それから、この薄い修正の内容を書いているものは修正資料というような形で説明のなかでも簡単に言わせて頂きますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず全般的な修正ですけれども、各項目につきまして事業の取組の関係で担当の課名を記載させてもらいました。これも前回委員の方からそういうふうな要望もありましたし、そうさせてもらっております。それから最後のページには食品の一般相談窓口及び関係の各課を記載させてもらっております。また各項目の現状や取組について分かりやすく示すために関連する写真や図表を挿入しております。それと各項目の事業取組の方法、推進目標等の変更ですけれども文言の見直しや課の指針や計画との関連で修正した部分があります。そうした部分にはこの案の修正した部分に下線を引かせてもらっているので、変わった部分はそういうことで見ていただいたらというふうに思います。それでは計画（案）のページに沿って説明をさせていただきます。

まず1ページです。1ページの方の（3）に計画の期間を修正しております。この推進計画は一応来年の2月に予定というように考えておりますので、この計画の期間を19年度から23年までの5年間というふうに変更をしております。素案では18年から22年という期間でした。

次が2ページから3ページをお願いしたいと思います。ここでは（2）の食の安全・安心推進体制というような形で見やすく2枚の図を入れらせてもらっております。2ページには、食の安全・安心の確保のための取組体制として、推進計画・情報の提供・交換など3者のコミュニケーションについての図化をしたものであります。3ページには、安全・安心な食生活を確保するために非常に重要な事であり行政及び生産消費に至るまでの各段階における責務役割を図化しております。

次は5ページをお開き下さい。5ページの（4）では高知県の主要な取組を追加しております。この追加につきましては、前回高知県の特色を記載するようという意見がありました。お手元の修正資料の中の3ページには、審議会では色々こういう意見が出たというのを書かせてもらっておりますけれども、独自性のある計画にしたい、また独自の視点や国と県の位置づけがわからない、農作物の提供として安心を県の売りものにできないか等、またそれ以外の意見も出ておりますが、そういうものを踏まえまして（4）高知県の主要な取組という項目を追加しております。そして県の方の特に重点的に取組むという内容を書かせてもらっております。法に基づく指導を徹底する、安全・安心な県産品の生産供給を図る、食品の自主衛生管理を推進する、情報提供や意見交換を推進する、とい

うようなことを示させてもらっております。

次に6ページから7ページをお願いいたします。これは高知県食の安全・安心推進計画体系の前回のを修正しております。食の安全・安心に関する取組についてこの後が各論というような形に入りますけれども、取組の全体像を概略分かるようにしたらというような考え方でその取組を合わせて記載をしております。この中で、素案では食育が2本の柱となっておりますけれども、重複する内容もあり1つにまとめらせてもらっております。スタイルを変えまして全体的に分かりやすくなるようにしたつもりであります。

それからちょっと飛びますけれども、29ページから30ページをお開き願いたいと思います。食育の推進です。食の安全・安心の確保における食育の捉え方を書いてあります。これにつきましては、修正資料の4ページの方に前回の審議会委員の方々から出された意見を審議会の意見という形で6つ書いておりますけれども、食育は全てのライフステージにおいて必要であるがどのように位置付けるか、とか日本型の食生活という考え方はあまり使われていないということ。また食事バランスガイドを普及啓発する、実行できる計画にすべきである、というようなこと。また知識や関心の持ち方に個人差が広がっている、関心のない人にも受け入れられる情報発信をしてほしい。というようなことやその他色々多くの意見が出されました。この食育につきましては、高知県食育推進計画というのを健康づくり課の方で今年度中に策定されるように作業が進んでおります。そちらの方で、ライフステージごとの食育など細かな部分を盛り込むというふうに伺っております。食の安心・安全推進計画には総括部分を載せることにしています。両方が上手に機能していくようなかたちで計画をまとめていきたいというふうに思っております。また日本型の食生活につきましては、条例や国の食育基本計画において実践を推進していきまして、その普及啓発に努めることとしております。

次に33ページをお願いいたします。33ページは情報の提供の方法をここにまとめております。これも前回の審議会委員の方から多くの意見が出されておまして、3ページにその意見が載せてあります。知識や関心は、高齢者等、個人差があるが、どんな形で対応をするのかというようなこと。県民への情報公開をどのようにしていくのか。まとまった情報が得られるようにしてほしい。食の現場である量販店や飲食店などで情報を提供する事ができれば、消費者の食への関心が高まり安心して買い物や食事ができるというような意見が出ております。それに対して33ページにのせてありますけれども、1)の行政・食品関連事業者・消費者間の情報及び意見の交換・相互理解というところのなかの事業・取組の方向で、次の内容について修正とか追加をさせていただいております。②ですけれども、素案の方では「ホームページ等での情報提供」というようなかたちになっておりましたけれども、ここにつきましては、「ホームページや広報媒体のほか誰もが容易に情報を得られるよう新聞やテレビ等のマスメディアによる情報媒体の活用」というようなかたちで修正をさせていただいております。次に③ですけれども、「食品関連事業者は行政と連携して食の現場となる量販店や飲食店等に

において消費者が安心して食品の購入や食事ができるよう情報提供に努めます。」  
というようなかたちで追加をさせていただきました。④の「食の安全・安心に関する正しい知識を習得する機会の提供に努めます。」ということで、安全で安心な食品の生活及び提供・選択が出来るように各種講習会を開催すると共に様々な機会を活用して県民への普及啓発を努めます。これも追加というかたちでやっております。以上素案から主に大きく修正・追加した部分の説明をさせていただきました。

次に、修正資料の5ページをお開きいただきたいと思います。この5ページには今回の推進計画(案)の中で修正したところをまとめて書かせていただいております。各ページごとに項目と素案から修正した部分をまとめさせていただいております。それではちょっと重複する部分もあるかと思いますが、これを上から簡単に説明していきたいと思っております。

まず1ページ、計画(案)の方も一緒に見ていただいたらと思っておりますけれども、1ページには先ほども説明しましたように計画の期間は19年度から23年度に変更したというところです。

次に2ページから3ページで、ここも食の安全・安心の推進体制ということで先ほど説明をさせていただいたところです。

次に5ページ、主な取組で高知県の特徴としての重点的な取組ということで、これも先ほど説明をさせていただいております。

次に6ページから7ページということで、計画の体系図ですけれども取組の全体像が分かるように修正をしております。これも先ほど説明をさせていただきました。

次が8ページになりますけれども、健康危機管理体制ということで書いてありますけれども、ここでは輸入食品の監視指導の体制について図を挿入し、そして食品の違反対応ということを追加しております。

次に9ページですけれども、調査研究の推進ということで事業・取組の方向について、農作物の調査研究について修正、文章をちょっと変えらせてもらっております。

10ページですけれども、農薬の適正使用指導ということでは、生産履歴の記載率について目標値を設定させていただいております。

次に11ページですけれども、環境保全型農業の推進では、環境保全型農業の図の挿入と食品安全GAPを追加しております。そして推進目標の項目を変更しております。

次に14ページですけれども、動物用医薬品の適正使用では水産用医薬品の使用に際する遵守事項を追加しております。

次の15ページですけれども、食品営業施設等の監視指導では食品関連施設の監視指導状況の表を挿入させてもらっております。

16ページの自主管理体制の推進ですが、食品衛生のHACCP方式の図を挿入しております。

17ページですけれども、食中毒の予防では食中毒発生状況の図の挿入をして

おります。

18ページには農作物の残留農薬検査ですが、推進目標の項目から県産農産物の残留基準の超過を削除しております。これはずっと超過がないという0が続くというようなかたちでの削除ということになっております。それと生産・出荷段階での検査数の現状値を修正しております。

19ページでは、貝毒の危険防止対策ですが、貝毒発生時の連携体制の図を挿入いたしました。

20ページの流通食品の検査におきましては、食品検査の図を挿入しております。

22ページの食品衛生に関する法律では、食品の表示例の表を挿入しております。

24ページの認証制度の推進では、農作物及び生産者の各認証制度による認証農家数の推移を図として挿入しております。推進目標の項目を変更しております。

25ページの各認証制度の認証票・表示を挿入しております。そして制度の内容の文書について一部修正をさせていただいております。

27ページの各食品施設の認証制度の認証マークを挿入しました。

29ページの食育の推進ですが、これは前にも説明させていただいておりますけれども、素案の2本柱をひとつにまとめ、そして推進計画の内容について総括的な内容というかたちで記載などを変更しました。それと朝食の摂取状況及び肥満の割合について図を挿入いたしました。

30ページの推進目標の項目の中で、項目の削減と現状値及び目標値の一部を修正しております。

31ページの農林水産物の支援では、農産物の推進目標の項目の一部を削除し項目名を変更しております。

32ページですけれども、素案の畜産物の記載は、計画期間を19年度からに変更したために削除をしております。これは事業が18年度までの事業だったというようなことで変更したというふうに聞いております。

33ページの情報及び意見の交換、相互の理解では、事業・取組の方向として情報の提供の方法や学習の機会について修正・追加をしております。

以上ですけれども、先に説明した内容というか、始めに説明した部分が主な修正の部分、そして先ほどの説明の中では内容的には大きな変化はないけれども文言等の整理・修正したものを説明させていただきました。度々言いますように修正した部分には下線を引かせてもらっております。

以上で大分重複した部分もありましたけれども、修正した推進計画（案）の説明を終わらせていただきます。

青山会長

はい、ありがとうございました。かなり写真を入れたり分かりやすくする為の修正、もちろん前回の委員の皆様方のご意見ご要望、その後メール等でお寄せいただいたご意見ご要望に基づいて、事務局の方でこういうような修正をしていた

	<p>だいたいわけですけれども、何かご意見、ご質問でも結構ですけれどもございませんでしょうか。今非常に丁寧に説明をしてもらいましたけれども。</p>
三谷委員	<p>すいません。ちょっと教えていただきたいのですけれども、ポジティブリスト制度というのがスタートいたしましたけれども、これはポストハーベスト農薬もこの法律でクリアできるのでしょうか。教えていただきたいのですが。</p>
事務局(岩井)	<p>食品・衛生課です。お世話になっております。ポストハーベストの関係で防ばい剤がございしますが、それが食品添加物という取扱いになっておりまして、今回のポジティブリスト制度に関しましては農薬等ということでその中に含まれていないのが現状です。</p>
三谷委員	<p>例えばそうなる食品添加物ということになって曖昧になると、大変大きな問題になってくるのではないかという気がしますが、どこがこれを今後管理・規制をできるんでしょうかと思ってそれでお聞きしたんですけれど。</p>
事務局(岩井)	<p>防ばい剤が食品添加物ということで一応食品衛生法のなかで県としましても食品安全検査ということで、ある一定の検査をして確認をしております。よろしいでしょうか。</p>
三谷委員	<p>国全体が、例えば農薬とその食品添加物とってということになると、国全体としての規制が曖昧にならないかと、ふと思っただけなんですけど。</p>
事務局(岩井)	<p>それにつきましては、今回のポジティブリスト制度はですね、規格ということで農薬の残留の基準が増えておりますので、それに基づいて規格の検査を国あるいは県で実施しておりますのでまず防ばい剤等は混同はしないというふうに考えております。</p>
青山会長	<p>他に。</p>
國松委員	<p>全体的なことでもかまいませんか。  生協連の國松でございます。私も今日3回目の審議会へ出てくるということで、すから今までどういこと経過論議されたのか、一応議事録もずっと見せていただきました。それでスケジュールを見るとだいたい今日が主な案を作る最後ということで、次がパブリックコメントを求める原案的なもの出来るということで、すからこの機会を逃すとなかなか私どもの意見が反映せんかなということ、いくつか6点ばかり意見を述べさせていただきたいというふうに思います。若干時間が長くなるか分かりませんが学長さんかまいませんか。  1つはですね、輸入食品の安全対策の問題でございます。先ほど説明の中でページ8ページで輸入の食品の安全対策の図解のようなものが出ておりました。し</p>

かし現在の状況を見ても、輸入食品が平成元年ではだいたい70万件ぐらいの届出があったのが、平成15年の政府統計を見てもだいたい170万件近い届出になっていると、この15年間に約2.5倍近い外国からの輸入食品が増えてきているというのが現状でございます。同時にそういうことで日本の国内の受注率の状況を見ても年々低下をしまして、カロリー計算でも30%を切るという状況ですからカロリーで補うとすると海外の農産物への依存度が非常に高くなっていると、6割以上海外の食品に依存せざるをえないという状況から考えますと、非常に輸入食品から我々が受ける影響というのは非常に大きくなっている。日常的にこうした輸入食品を抜きにして食生活が考えられないというのが現実になっているわけでございます。そういう点からみると、この安全対策については、国の基準が一定にあるわけですが、各県レベルで県民の食生活の安全を確保するという点で、この輸入食品についての安全対策というのはひとつ大きな項目としてやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。この点で図解の中でですね、いわゆる食の安全・安心対策の推進ということで、行政の責務のひとつの中にですね、この問題をやっぱり明確に位置付けておく必要があるのではなかろうかというのが1点目でございます。

2点目の問題は遺伝子組換え作物の現状の問題です。遺伝子組換えの問題は非常に大きな問題になってきております。環境破壊にも繋がりがねないひとつの問題をもっていますけども、この遺伝子組換え農産物の栽培の実態がどうなっているのかほとんど私どもには分からないのが現実でございます。そうした点では、ひとつは行政の責務というかたちの中でですね、ひとつこの実態がどうなっているのか、高知県ではどうなのかこの点を調査研究する必要があるんじゃないかなろうか、そういう点では調査研究の項目の中に遺伝子組換え農産物の現状と実態を調査する必要があるんじゃないかなろうかというふうに思います。この問題はひとつは交雑が進んでいくという問題がありますし、海外の輸入の農産物の中にこれが混入して広がっていくという可能性もございます。外国では遺伝子組換えの作物が周辺の畑に広まって大きな問題になってきている現状がございます。そうした点でも県内で遺伝子組換え作物の栽培の実態・混入の問題・環境問題とも合わせてひとつ位置付けていく必要があるんじゃないかなろうかなというふうに思います。

3点目の問題は、ひとつは今度の食の安全の問題で、行政と生産者・加工業者・消費者が一体になって色々知恵を出し合って、リスクコミュニケーションを深めて安全を確保していこうということになってきております。そうしますと、ひとつは食品の安全管理・衛生管理こういったものの技術の進歩が非常に進んできております。そうした点で、こうした食品の安全管理や衛生管理に携わる人たちの人材育成の問題というのが、これから先の食の安全を考える上では非常に極めて重要な問題になってくるのではなかろうかと。また、生産者や加工業者の中でも研究チェック機能を高めていくために、そういう安全対策に関わる人材を育成していかなければならないし、消費者団体でもこの食の問題についての非常に関心のある関わる人たちをどういうふうにして増やしていくのか、このことが食の安



全を確保する上では非常に大事な問題として、人材をひとつは位置付けていく必要があるんじゃないだろうかというふうに考えているところです。

4つ目の問題は、この高知県の実態を見てみますと、畜産に関わる問題・農産に関わる問題それから鳥インフルエンザだとか色々な問題で検査機関が非常にいくつもの課に跨って出てきています。これはなかなかそれぞれのいろんな経過がありますから、なかなか大変だと思うんですが、私、群馬県の食の安全の状況をちょっと読まさせていただきました。すると、群馬県はこの食の安全を確保するうえで、いくつもになっている食品安全の検査機能を一元化して食品安全検査センターというのをつくって、そこで全ての残留農薬の問題をはじめ水産物の貝毒・毒素の問題あるいは養殖に使う抗生物質の問題、非常に多様な問題を全てそこで一元化して扱ってやっていくというひとつの思い切った大胆なやり方がとられておりますけれども、これなんかはこれから先の高知県の現状の中で、一気には無理でしょうけれども、ひとつ考えて行く非常に大きな課題としてあるんじゃないだろうかということでございます。

最後に、この5ヵ年計画で、先ほど修正が平成19年度から23年度までの5ヵ年計画で、この進み具合については、ページ1の(4)のところに意見を聞きながらやっていくということが書かれております。これは基本計画で非常に大事な内容になっておりますから出来ればこの5年間を通じて検証していく必要があるんじゃないだろうか、こういう計画についてどこまで到達したのか、どこが到達できなかったのか、この検証をしっかりとやってそして評価を全体としてやって、次の課題は何なのかを明らかにしながらこの計画を推進していくということが非常に大事ではなかろうかと。最近農水省がBSEの問題にからんで農水省の中に消費安全局という部局をつくりました。これがつくられて今3年経つわけなんですけれども、3年を経た今非常にこれを厳密にどこまで到達してどういう問題が残ったのかを非常に検証してやられております。こうした国の取組なんかは、今後高知県の食の安全の基本計画を考えていく上で非常に大事な参考になるんじゃないだろうかというふうに思いました。以上の点、長くなりましたが意見として述べさせていただきたいと思えます。

青山会長

はい、ありがとうございます。非常に大事なポイントをご指摘いただいたわけですが、まず1番最初に輸入食品の安全について、県レベルでこのチェック機構をどういう考えをもっているのかっていう、これはどなたにお答えいただけますか。

事務局(岩井)

先ほどお話のありました輸入食品の件ですが、食品・衛生課でございます。お話のありましたとおり非常にカロリーレベルでも輸入食品が増えてきたということで、とりあえずは検疫ということで、国で検査をした後に各地域に輸入食品が流れていくということで、高知県としましても安全確認をしなければいけないということで、安全検査ということでピックアップをしまして検査・確認をしている状況でございます。

<p>青山会長</p>	<p>結局やっぱり輸入食品となりますと、県レベルというよりも検疫になってきますよね。どうしても国レベルの問題になってくる。私自身専門の立場から言えば以前に比べればかなり検疫体制というのは我が国も整ってきたとは言えると思うんですけど、逆に量が増えてることと我が国は海・空と全部囲まれていますので、非常に検疫体制が引くのが難しいということはあると思うんですけど、県レベルで何か対策とか考え方、もう少しどうということになりますかね。</p>
<p>事務局 (岩井)</p>	<p>いわゆる輸入食品の中でいくつかやはり規格なり問題が出る事がございます。そういうことを踏まえた中で、県としましても食品をピックアップしながら確認をしていくということで進めていきたいというふうに思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>行政からだけではなくて生産者側なり流通関係者側から何かお知恵ございませんか。非常に輸入食品が増えて依存率が高まっているというのはよく言われることなんですけど、いかがですか。何かお知恵ございませんか。また後ほどお気づきになったら教えていただければと思います。</p> <p>2番目に遺伝子組換えの問題ですけれども、これはどうなんですか。県レベルで栽培実態を把握するという事はできるんですかね。これは農林関係の方で行政的になんか把握の方法はあるんですか。</p>
<p>農業技術課</p>	<p>農業技術課でございます。ご質問の件ですけれども、調査自体は現在までに実施したという過去の実績はございません。ただ消費者の皆様の遺伝子組換えに対するご意見もありますので、生産の現場で現在遺伝子組換えの農産物を生産しているという情報は私どもは持ち合わせておりませんし、恐らく栽培はないだろうというふうに考えてはおります。</p>
<p>青山会長</p>	<p>これは私自身大学におけるもので分からないんだけど、この辺の遺伝子組換えの研究の規制というのはあるんですか。農学部なんかでの。</p>
<p>國松委員</p>	<p>岩手県で遺伝子組換えの稲をつくると、岩手県の農場試験場で試験栽培をやるということがあったときかなり反対運動がおこって結局ダメになったということを新聞で読んだ記憶がございます。北海道でもそういうことがあったと。しかし今そういう遺伝子組換えの作物が栽培されているのかどうなのか、それを国内に持ち込む、栽培する場合のシステムですね、チェックシステムが我々としては全くないように思われるんですね。だからそういうことがないとするれば、これはあっさり言うたら黙って植えても把握できないという、非常に一面、心配な状態がでてくると、その辺の実態調査を私どももやろうとして農協さん等に質問をしたんですが、結局分からないのが現実です。全く本当にどうなっているか分からんというのが今の現状ではなかろうかと思うんですが。</p>

<p>青山会長</p>	<p>いわゆる品種改良というのは、自然界における突然の遺伝子組換えですよ、それを科学的に行うという所に問題があって、一番危険なのは種を越えていくということですよ。何が出てくるか分からない。しかもそれがいったん栽培されると周囲に広がっていくというその危険性がありますよね。私は医学の分野で人間の応用という点では非常にその遺伝子問題というのは慎重になりすぎていいと思いますけどね。この間のお孫さんの代理出産みたいな問題だって、かなり学会が出すぎているという批判もあるんですけど、肝心の食の問題で研究はどうなっているんですかね。学会なんかの規制はないですかね。一度これは農学部の方に聞いてみる必要がありますね。今、県の行政的には栽培自体を把握するという方法はないということですね。</p>
<p>農業技術課</p>	<p>それ用の調査というようなシステムはないですね。先ほどお話がありましたように例えば農協さんでどうかとか生産者の皆さんでどうかというのは聞き取りという形だろうと思いますけれども、先ほどの話ではないですけれども、実際はどうなるかという所は突き詰めるのはなかなか難しいんじゃないかなと思います。</p>
<p>青山会長</p>	<p>よく言われるんですが、虫も食わないものを子どもに食わせるのかという言い方に対して、虫が食わない豆を作っている、いわゆる殺虫剤などの農薬を減らしているんだという言い方になるんですけどね。何だかのメリットを言うのであれば、逆にもう少し表に出ていいんじゃないかなという気がするんですけども。これはちょっと一度私も高知大学の農学部の先生にもお尋ねしてみます。それがこの中に組み込めたら入れたいと思います。</p> <p>それから3番目に、これも非常に大切な視点で、日進月歩の技術革新で安全管理とか衛生管理が進んで、それを行政の場合、生産者の場面や製造者の場面、それから流通の場面でもそうだと思うんですけど、そういうものをきちっと日進月歩の最新の技術を把握し理解し技術をコントロールできる人材育成というのはどうなっているのかという問題、これも私自身大学におけるものとして大学の責任を問われているような感じがしますけれども、何かお答えできる方いらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>事務局 (岩井)</p>	<p>食品・衛生課でございます。十分な答えにはならないかも知れませんが、お話にもありましたように食品衛生の分野でかなり早い速度で、色んな例えば流通とか色んな業種が出てくるところもでございます。食品衛生の向上というなかで、自治体としましても機会を見つけて、例えば新しい食品衛生管理のHACCPという方法も平成8年くらいに出てきまして約10年経ったわけでございますが、そういう機会の中で、新しい技術を作るということで努力をしております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>この衛生検研究所等や保健所だとかの技術者の技術研修はかなり国レベルでもやっているんでしょうか。</p>

事務局 (岩井)	<p>衛生管理の分野と検査分野で食品衛生監視員の中で対応があると思います。食品衛生管理の分野と検査の分野の国レベルでの研修会には、機会があるごとにできる限り出席するように心がけております。</p>
青山会長	<p>ありがとうございます。ちょっと私の立場であれなんですけど、先日来マスコミを賑やかしている高知女子大でございますけども、栄養士の養成課程と薬剤師の養成これを合わせていわゆる栄養と薬品、医食同源ということで、新しい専門職の養成ということで女子大のほうは学部再編の中で薬学課の創設というのを提案している訳ですけど、県のほうは財源不足だから薬学はダメだと沢山人を集める法学部のほうがいいということで若干今大学と県とが意見を異にしているわけです。牧野植物園もあり古くから高知県のこの医食同源の考え方の先進性そういった意味で、女子大としては栄養士と薬学両方の専門知識を持った新しい質の高い専門職の養成というのは提案はしておりますけど、なかなか、無い袖は振れないということで今難渋をしているところです。いわゆる今までのように栄養士栄養素・栄養素栄養士ではもうもたなくなってきたと。それから薬品なんかもそうですね、今お年寄りなんていうのは一日飲んでる薬の量が一食分くらいにあたる位になってきますからね。そういう状況の中でしかも薬というのは必ず副作用が伴う訳ですし、そういった点でこれからは新しい専門職を育成しなきゃならないだろうということだろうと思うんですけどね。これからの課題になると思います。お答えになったかどうか分かりませんが。努力はしているつもりですけど。</p> <p>それから4番目に、これも非常に難しいと思うんですけども、食品を巡る検査機能の一元化というのは農林は農林、水産は水産、衛生は衛生、それぞれその目的を持って施設・検査技術を継続してきているというのは、なかなか一元化というのはこれは難しいと思うんですけど、何かそういう討議なり試みは県なんかで行政的にはありますか。いかがですか。これは部長さんにお答えいただいたほうがいいのか。</p>
元吉副部長	<p>そうですね。産業技術につきましてはそちらのほうで一本化になっておりますね。ただ個々の、衛生研究所というのはそのうちの健康福祉部の中に入っております。ですから今の群馬の例がございまして、群馬の例で一元化をとということですが、現時点はその具体的な事例の中で情報交換をしたりとかですね、あるいは個々の事例のなかでそれに対応していますけれども、今度組織改正のこともありますが、組織として今具体的に一本にするという所までは至っていないのが現状です。ですから色んな個々のケースのなかでそれぞれのご専門があつてそのことについてその部局を越えて連携していくというのが実態だというふうに思っております。</p>
青山会長	<p>ありがとうございます。実は私自身地域保健法というのをつくったときの審議</p>

会の委員をしていたんですけども、地域保健法で初めて地域の衛生研究所というのが法的に規定されたんですね。それまでは単なる厚生省の局長通達で作られた研究所なものですから都道府県別に千差万別で機能も種種雑多だったわけですが、一応法的に地域衛生研究所、地衛研というのが法的に規定されて、かなり人間の健康に関わる検査機能というのを高める意味での地方衛生研究所っていう位置付けはできたんですけども、一元化というのは難しいですよ。例えば厚生省と労働省が一緒になりましてね。その職場で健康診断しますね。それから地域で集団健診ありますね。いま生活習慣病だとかメタボリックシンドロームとかいうからせめてこの検査の項目くらい一致すればいいじゃないかと。1つの省になってるのに、いまだにまだすり合わせができてないんですね。それはなぜかというと職場で行うのは医師による健康診「断」で、地域におけるのは健康診「査」だから違うという、一字違うという字が、診断というのは事業主が仕事ができるかできんかの診断を下す為にするものであるし、地域でやるのは健康状態がどうなのかというのを見るのためにあるんだと、目的が違うというのでいまだにすり合わせをしなきゃいかんと言いつついまだにまだ検査項目の統一ができてない。けど実際にやっているのはほとんど同じなんですよ。やっつことは同じなんですけど、なんかすり合わせをしたら出来ない、なかなかこの行政の縦割り体制の中の一元化というのは難しいと思いますけど。方向性としてはこれは考えなきゃならない課題だろうというふうには思います。

最後の5番目ですけど、これはどうなんですかね。5年ごとに計画を切ったというのは、そういう意味なんですよ。5年間の成果を評価してさらに次の5年間ということはいわゆる時限を切っているわけで、その評価のシステム、アセスメントっていう、今まで何しろ行政というのは予算をとることが熱心でしてね。とったら使う事に熱心なんですけど、どう使ったのかというのはなかなか評価しないというのが行政のしきたりとして、あまり成果が上がるともう次の予算が取れなくなるというので、できるだけ成果が上がらないように予算を使うというのが行政じゃないかなんて皮肉を言って嫌われているわけですけども、なかなか行政評価というのは難しく何を以て評価するのか尺度がなかなか見つからないですね。そういった点でしかし最近非常に行政についても評価というのが大切になってきた、だからこそ今回の5年で区切ったということはこの5年間でどれだけの成果が上がったのかというのを審議会で評価をしながら次の計画を立てるという意味だろうと思うんですけども。そういった意味でこれも評価、みなさん考えているだろうと思うんですけど、なにかその点でご意見ございますでしょうか。行政のほうからも。よろしゅうございますか。これはただ自然と今ひとつの流れとしてね、アセスメントというのはこれからずっと言われてくると思うんですけどね。「健康日本21」なんかもそうですね、目標値をあげたというのはやっぱりアセスメントのおかげだと思いますけど。

針谷副会長

なかなか、評価をしていくためには評価指標がきちんとしなきゃいけないということですし、現状どういう風にベースラインとして把握しているかっていうこ

	<p>とも一方でなきゃいけない訳ですから、今の現状がきちんと分かる数値なり、質的な評価もあると思いますが、そういうものがあれば1つでも2つでも評価指標を出しながら取組んでみるっていうのも時流なのではないかというふうに思うんですけれども、行政のほうでそういうデータをお持ちかどうかもお伺いしないといけないかと思うんですがいかがでしょうか。</p>
<p>青山会長</p>	<p>他に何か。あまり格調高い質問が最初に出たものですから、皆さん出しにくい。はいどうぞ。</p>
<p>南 委員</p>	<p>すいません。先ほどの質問の2番目の項目についてですけど。付け加えてですね、飼料としての遺伝子組換えの問題も考慮していただきたいなということちょっと付け加えてさせていただきたいなと。牛肉のパックが目の前にあって、その牛が食べたものが遺伝子組換えの飼料だったとか、その履歴がやっぱり遺伝子組換えの問題が係ってきて分かりにくくなってきているということがあるんじゃないかなというふうに思います。付け加えてよろしく願いいたします。</p>
<p>青山会長</p>	<p>そっちのチェックはこれは行政的にはどこになるんですかね。</p>
<p>畜産課</p>	<p>畜産課ですけれども、現在使われております飼料ですけれども、これにつきましては（日本で認められていない）遺伝子組換えの飼料は一切使われておらないということですので、そのへんは安心されていいんじゃないかと思えます。これにつきましてはアメリカとかそういうところで遺伝子組換えの飼料が実際に使われておるところもありまして、輸入に際してはそういうところは国を主体としてチェックはかなりしていると思えますので、今までも水際でかなり防いでいた例もございますので、これからもそういう体制を持ちながら輸入というかそういうところでチェック体制を進めていくということができると思えます。</p>
<p>青山会長</p>	<p>BSE問題で非常に関心をもたれたので、輸入飼料についてはかなりチェックがあると、前回は魚の養殖のところで抗生物質をつかっているんじゃないかというご質問も出ていましたけれども、本当に食品行政というのはこのバックグラウンドが幅広いもんですからね、なかなか我が国の行政組織には馴染まない幅広さがあると思えますけどね。それを克服する為にこういうふうにあらゆる関係の行政が一同に会し、こちら消費者・生産者・事業者一同に会しているわけで、こういう審議会が開けるようになったということ自体が私は時代の大きな進歩だろうと思えますけど。他に何かご質問ございませんでしょうか。はいどうぞ。</p>
<p>沖野委員</p>	<p>すいません。公募委員の沖野と申します。先ほどの事務局から丁重な修正案の報告ありがとうございました。それで、やっぱりこの計画を進めるわけですけれども、消費者にこれを伝えていくにはやはりスキルが大事だと思います。ですから、本当に内容をやさしく噛み砕いて理解を助けるそういった行動企画でない</p>

賢い消費者は育ってこないと思います。それは、先ほど國松委員からもおっしゃったご提案のひとつだと思います。先ほどの修正案を聞いてまして、誰でも使えるモノサシであるそういった行動計画に随分近づいてきたなと感じています。それで、私一般素人ですので専門的な意見はいえませんが、例えば先ほど9ページにありましたように輸入食品についてですけれども、例えばですね、この項目を見ましてもそれからメディア等の情報を見ましても、その例えば狂牛病予防ひとつ例をとりましても、検査の強化それから指導それからこれほどにかく県がそういった情報が目立つように思います。安全という目線の中に入れるとすれば、例えば今フードマイレージという問題があると思います。そういった中で牛肉ひとつにとりましても、この牛肉は牛が水を飲みそれから穀物を食べそして肥料を与えそれが加工されてジェット燃料で運ばれてくるそういった意味合いでの安全、私達の中の目線にそれが必要ではないかとふと感じました。

それからもう1点ですけれども、先ほど三谷先生がおっしゃりました食品添加物についてです。例えば私達気軽にコンビニでお弁当やお結びを目にすることが出来ますけれども、その中には安全基準を満たした添加物や漂白剤がもちろん入っています。それをダメだと言うのではなくて、それを私達が生涯一生食べて行くものとして行政側が安全性が大丈夫だとしても、そういったものについて情報をきちっと与えていくそういったことが大切だなと思います。

それから3点目ですけれども、今テレビをつけましても雑誌を見ましてもインターネットを開いても健康食品それから色々なサプリメントそういった情報がたくさん出てきます。ありふれたこの情報に振り回されているそういった若い世代の方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方に食情報の読み解きですか、そういったことをしっかり教えていく教育そういったものも必要になってくるのではないかなと思っています。すいません、早口でごめんなさい。

青山会長

まず第1点目は輸入食品の問題ですね。これについてどういうふうな、増えつつあるというのは。

沖野委員

ですから、今後の課題としてですよ、そういった情報を伝える中にも、危険だっという部分の情報だけではなくてその裏側に隠されているものですか、先ほど言いましたけれどもフードマイレージの問題とか、食肉になるまでの過程ですね、それだけエネルギーが消費されているのかそういった情報も合わせて伝えていく事が必要じゃないかなと思いました。

青山会長

今のは全部、3点は情報の問題ですか。逆にね今情報過多のなかで振り回されてどれが正しい情報でどれが誤った情報なのか判別できないというのが今日の状況なんじゃないですかね。何をもちってその非常に簡単な情報理論のいろはなんですけど、正確な判断・正確な処理というのは正確な情報分の誤った情報なんですよね。正確な情報が増えれば増えるほど正確に判断できますよね。逆に誤った情報が増えれば増えるほど正確な判断はできなくなってくる訳ですよ。そうする

とどれだけ正確な情報を多くどれだけ誤った情報を少なくするのかっていうのが情報理論の極めて基礎的のろは的な立場になってくる訳なんですよね。ところがその出発点が何が正確な情報で何が誤った情報なのか誰が判断するのかっていうことなんですよね。だから輸入食品についてあれも知りたいこれも知りたいと言うわけですけど、あれも知りたいこれも知りたいんじゃなく、あれについて正確な情報を得る為にはどうしたらいいのか、誤った情報を排除するためにはどうしたらいいのかという形で提起されないと、もう情報の洪水のなかで溺れちゃうんじゃないかと、そうすると最終的にはみのもんたみたいなのが出てきてあれがいいと言ったらワーとみんないっちゃう。これは、みのもんたにながれるというのは彼の非常に分かりやすさなんでしょうね。これはいいよって彼は一日もちゃいいわけですから。明日これを否定したってかまわない訳なんですよね。だから分かりやすさが必ずしも正しくない。この辺が非常に難しいですよ。それから、添加物だってそうだと思うんですけど、添加物というのは本来は悪いものじゃないんですね。おいしいものをよりおいしくとか、おいしいものをより長くもたせようと、おいしいものをよりたくさんの人に味わってもらおうというので食品添加物を使うわけですけど、それが逆に今度は金儲けで使うようになると必要以上に添加物を使う、必要以上の分が逆に副作用として問題になってくるわけですね。そういった意味で、添加物そのものが悪いのでなくて、添加物の使用目的が悪くなってくる。まずいとまずくなってくるのは当然のことなんです。で、そこの情報を入れると、どういう考え方で添加物を使ったのかというのがね。正直に言えよって言ったってなかなか難しいわけですね。その情報を入れるということは。本来は添加物というのは私に言わせれば、良い目的で添加物というのは開発されたはずなんですけども、その開発された技術が間違っって使われたらこれは色々な問題が起こってくるわけですね。その時にこの添加物の使い方は正しく使っているのか、正しくない使い方をされているのかっていう情報はどうやってとることができるかということになるんだろうと思いますね。

だから、この情報というのは多けりゃいいというもんでもないし、正しい情報間違っった情報を誰が判断してどう伝えるのかこのとこだと思うんですよ。あまり行政に情報を管理しろといったら、行政に情報管理を一任するというわけにもいかないですすね。だからこのチェック機構というのが必要になってくるわけです。なにか、この情報についてどうなんですかね。國松さんなんかは情報についてはどうお考えですか。

國松委員

このリスクコミュニケーションをどれだけ推進していくかということに関わってくると思うんですがね。あと、それぞれの生産者のサイド・加工者のサイド・消費者のサイド、また行政のサイドでこういう情報を共有しあうとかいうようなことが非常に大事じゃないかなと思うんですけどね。それで食品の安全対策の問題なんですけど、どうなんでしょう例えば先ほど言われたように輸入食品の検査というのは国がやる仕事ですよ。地方自治体はほとんどやらないんだけど、しかしBSEの問題は全頭検査は日米交渉でああいうことをやったんだけど



	<p>も、各自治体は独自に全頭検査をやってそのことによって県民の安全・安心を保障担保していくという行政の姿勢を示しているわけですね。そのことは、私は非常に大事なことと思うんですよ。だから全部の検査はとてもしゃないができませんと思うんですが、しかし輸入の食品が2.4倍にも増えた中で国の検査でさえも基準を超える農薬が使われたりですね、それから日本で使用が認められてない食品添加物が出てきたりするケースが非常に最近増えているというのが国の報告にあるんですね。それくらい増えてくると国でもチェック漏れというのがおこりうる可能性があるんですね。その部分を地方自治体がどういうふうに保障して県民に安全なものを、これくらい検査しましたよとこの検査した分については安全ですよということが、ひとつは県民に対する安全を提供するという点では非常に私は大事なことじゃないかなと。だから全部をやれと言うんじゃないで、高知県なら高知県のそういう形でできる範囲のことを精一杯やってですね、それを県民の皆さんにお知らせする情報を提供する、そういうことによって安心が担保されるということですね、そういうことも一定やはり文章の中に行政の責務として入れておくというようなことが大事なことじゃないかなと思うんですよ。</p> <p>よその県でも、この5年間の間に今まで200種類の検査をしたんだけど、少なくとも250～300種類にもっていきたくとか、言うように数値目標を出して行政側の努力というのを県民にお知らせしているというふうにしていますので、高知県もそういう検討は可能じゃなからうかなと思うんですけど。</p>
<p>青山会長</p>	<p>国と県の役割分担という事で、県はどのような役割を担うのかということを確認にしてはというご提案だったと思うんですけどね。何かございますか。</p>
<p>事務局(岩井)</p>	<p>輸入食品の安全検査の件でお話頂きまして、県でも輸入食品につきまして毎年検査をしているところでございますが、色々ご意見も頂きましたので今後そういうご意見踏まえた中で検討しながらですね。輸入食品の安全確保に向けて取組んでいきたいと思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございます。これから増大していく輸入食品に対して県としてどういふ点で国のチェックを更にカバー出来るか、これをひとつの課題として検討いただければと思います。</p> <p>他になければちょうどこの辺で10分ほど休憩をしたいと思いますので、半に再開したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">〈 休 憩 〉</p>
<p>青山会長</p>	<p>前回委員のみなさん方から頂いたご意見、その後お寄せいただいたご意見、そしてその後それに基づいた事務局が訂正した案が示されたわけですがけれども、もうご質問ご意見は出尽くした感じがしますが、何か他に追加する方はいませんか。もう一度この訂正の表に基づいて素案の修正のやり直しする必要はあるか</p>

	<p>な。先ほどからこれに基づいてご説明いただいたわけですが、あります？だから今後のスケジュールをこれでパブリックコメントをどういうふうな形でとっていかしているのか、この辺の今後のスケジュールについてご審議いただいたらどうなんだろうね。どうでしょうか。一応この素案の訂正については十分ご意見をいただいたので、よろしいか。他になにか。丁寧なご説明もあつたし、ご意見をいただいたと思うんですけども。今後のスケジュールでその点でご審議かけましょうよ。</p>
事務局 (鍋島)	<p>それでは事務局のほうから今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。お手元の今日の食の安全・安心推進審議会のレジメの最後のほうに今後のスケジュールを載せてあります。当初の計画通り今のところ進んでおりまして、今回3回目の審議会で推進計画(案)についての審議いただいた後、パブリックコメントを募集するという流れになっております。一応予定といたしましては11月を予定しております、本日皆さんにいただいた意見で若干修正箇所等も検討いたしまして、11月に県のホームページ等によりまして県民の皆様方からご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>また、次回第4回目の審議会は1月中旬を予定しております。まだ日程等は決まっておりますが、パブリックコメントを11月中にいただきましてその整理をいたしまして、次回の審議会では県民の皆様方の意見についてもこの審議会のほうでお知らせいたしたいと思っております。そのパブリックコメントで頂いた意見も合わせまして議論をいただきまして、次回は答申案としてまとめていくようになります。その際には、特にこういうことを取組として県として示してほしいというような皆様方のご意見等を付けた上で知事に答申するということとなります。次回の答申のまとめり様にもよりますけれども、若干調整が必要かと思われまますので、答申につきましては4回目の審議会と日を改めまして別の日に委員会の答申というかたちで会長の方から知事にお渡しするという形を考えております。以上です。</p>
青山会長	<p>ありがとうございます。この案に基づいて今日委員の皆様方からいただいたご意見それをさらに加えて訂正し、そして今度は幅広くパブリックコメントを求めて更にそれに基づいて訂正を加え、そういう作業を11月頃まで行って、2月頃ですかね、もう一回審議会を開ければ審議会を開いて最終的な審議をいただき、それが間に合わなければ知事から諮問されている項目についての答申を会長が行うという手順になっております。この点でなにかご意見はございますか。まだ今日ご発言いただけてない方。どうぞ。生産者側からのご意見ございませんか。</p>
岡崎委員	<p>岡崎と申します。私どもは、中央会ということですね、こちらの資料のほうにも載せてもらっております安全・安心に関わる指導等をさせてもらっております。前回は申し上げましたとおり、残留農薬検査も年間2,000件やっております。県産の系統出荷の農産物に対する安心・安全なものを確保しようということで</p>

	<p>努力をしております。その中で若干新聞報道にもありましたように残留農薬が検出されたということで皆様方にはご迷惑をおかけした事をお詫び申したいというふうに思います。審議された内容につきましては私どもこれとって意見もございません。内容的にはいいんじゃないかというふうに思っております。</p>
青山会長	<p>幡多からですか、佐野さん何かご意見ございません？</p>
佐野委員	<p>特別今日の内容についてはございませんが、自分達としては消費者に安心・安全なものを届けるという事で努力していきたいということですので、前回もお話しましたようにその努力を一層やっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
青山会長	<p>ありがとうございます。消費者の方に満足していただける形での供給にあたりたいという。</p>
矢野委員	<p>生産者の矢野と申します。高知県の青年農業士の会長をしております。農産物の情報の件ですが、実は私はお茶を作っています。お茶についての情報・生産履歴、トレサビリティー制度が大分いきわたってきて生産履歴を出しておりますが、実はお茶についてはメーカーが買い取ったお茶というのは色んな産地、たくさんの生産者のお茶が混ざって1つのお茶が仕上がっています。大きいメーカー、ペットボトルなんかは特にそうなんです、それについての生産履歴を消費者が求めるとなるとたくさんの膨大な情報が出てきます。農薬の数にしても何十種類も出てきます。それをまず消費者の方に見せると、こんなに農薬を使っているのかという誤解を受けかねません。私達が出す履歴はすべてメーカーが管理して食品の安全を担保してもらっている訳ですけども、お茶についてはそういう流れがあります。</p> <p>加工食品についてはほとんどそういうふうな流れだと思います。最近問題になっているのが食品の液状化というのを僕は聞いた事があるんですが、野菜を一日350g摂りなさい、けど膨大な量やから摂れません。ほんならジュースで1本ぐっと飲んで終わり。じゃあそのジュースはどこからきていますか、野菜の原料はどこからきていますか、そこまで消費者の方は見ているかどうかというのは僕は分かりませんが、やっぱり心配なら消費者は生産者の顔の見える、そういうものを選んでいただきたいというふうに僕ら生産者は思っています。</p>
青山会長	<p>そういった意味で地産地消というのがね、安全性の1つの大事な手段だろうということでしょうね。あといかがでしょうか。今度は消費者の方に移しましょうか。廣末会長さん、何かご意見ございませんか。</p>
廣末委員	<p>特に意見という事ではありませんが、感想として、この色んな形ですごく分かりやすいというか、いいものができあがったんじゃないかなと思っています。で</p>

	<p>もその反面消費者の言われた問題なんかにしても、温度差がすごくあるような気がするんです。私達の団体にしてもほんとにピンからキリまでの形ですので、これをいかに消費者に分かっていただけるか、それをどう伝えていくか私の団体への周知、情報を流していく上で大変やなと思っています。これ自体は色んな勉強をさせていただいたし、よかったなと思っています。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございました。今回の訂正でかなり分かりやすくなったというご評価を頂いたわけですが、さらにパブリックコメントを求めていく過程でもっともっと分かりやすいものになっていくことを期待するということですね。あと上岡専務理事さんなんかございますか。</p>
<p>上岡委員</p>	<p>食品営業者の自主管理体制の推進というところで、16ページに私どもの食品営業者が自ら組織する社団法人高知県食品衛生協会の名前も載せていただいているんですけども、食品関係の営業所の自主管理・自主検査の推進にここに載せていただいているように頑張っていきたいと思っております。自主検査の部分が実際の自分の製造加工している食品について責任を持つということで、私どもの検査機関を利用する事例が最近増えております。食品の賞味期限とか消費期限なんかの設定にあたってかなり業者は自主検査をして確認しながら表示をしておりますので、その点も今後ますます推進していきたいと思っておりますし、それから先ほど人材育成の話もございましたけれども、19年度には農林水産省の補助金を受けまして、高知市内におきましてHACCP指導員の養成研修会を行います。食品関係の営業者が対象ではございますけれども、ぜひ消費者の皆さんにも行政の皆さんにも参加していただきたいと思っております。一日、9時くらいから5時まで、東京のほうから講師の方に来ていただきまして、一日まるまるいっぱい研修を行います。定員200名で受講料が無料でございますので、ご案内いたしますので是非参加していただきたいと思っております。その3ヵ月後200名の受講者の中から希望を取りまして50名の方に実際に工場等に出向いていきまして、少人数でそのHACCPを実際その工場へ適用するにはどうすればいいかといったような4日間の研修も計画しております。人材育成にも取り組んでおります。頑張っていきたいと思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございました。食品衛生関係の業界の自主的な努力としての協会の活動というのはほんとうに我が国の色んな衛生行政の中でもユニークな非常に大切な活動だと思いますね。医学部の教授時代に学生に必ず年1回保健所の食品衛生監視員に連れられて、おまえらが日常利用しているレストラン回って来いと言って実習をやらしたんですけど、非常に喜ぶますね。本当に店で見ているのと違う内部が見れるというので。そういう努力を協会の方がなさっているというのを学生も知って非常に感激しますけれどね。非常にいい催しだと思いますね、成功させて下さい。</p> <p>あと松田島さんはお話を伺ったかな。どうぞご意見下さい。</p>

松田島委員	<p>今日は色々な事を聞いてきましたけれども、食品添加物等についてはなかなか私達には難しく、とてもどれが入っているかという事が分からない面が多いと思います。それでさっきお茶を作っている方が言われましたように、農薬というのはどれくらい混じっているのかそれをいちいち調べていたら消費者はとても買う気持ちにはならないと思います。色々な難しい面もたくさんあろうかと思えますけれども、消費者にできるだけ分かりやすい情報を提供していただきたいと思えます。以上です。</p>
青山会長	<p>ありがとうございました。田中社長さんは。</p>
田中委員	<p>本当にまとまっていると思います。ただこの推進目標の中に例えば100%とか全頭とかって言う文言がくれば、消費者の方も非常に分かりやすいと思うんですけど、例えば講習会2回を23年度までに6回といってもですね、消費者の方がはたしてピンとくるのかなというのがちょっと疑問に感じています。</p>
青山会長	<p>評価目標として数値を示す必要があるけれども、はたして2回が6回になるというのと100%目標というのではかなり理解のしやすさという点で違う。この辺もよく気を付けて数値を使わなきゃならないだろうし、評価の尺度という時に十分配慮して目標値の設定をしなくてはならないというご指摘だったと思います。この辺今後の訂正の過程で十分行政が検討して下さい。 よろしいですかこちらのほうは、ご意見。そしたら光富課長さん。</p>
光富委員	<p>流通業者を行っておりますけれども、個人としたら一消費者でございます。この安全・安心推進の計画につきましては随分分かりやすい内容になったなど、これを生産者・流通また消費者そして行政と情報の共有化が出来る糧になればなど、あと流通業者としても情報の提供をどんどんしていきたいなというふうに思っております。以上です。</p>
青山会長	<p>ありがとうございました。最後に田村部長さん。</p>
田村委員	<p>サンプラザでございます。私どもは情報管理と言えば、一番最後で、お客様に一番接する機会が多いという意味で非常に責任を感じています。最終的には我々が商品を選んで店頭へ並べます。肉でも魚でも。でも我々はその原料そのものの本当の安全性を担保する方法はありませんので、極力信頼のできる業者さんですとかそういう情報をとって買いたいなというふうに思っております。このような会も丸2年半位しまして、以前よりは随分そういう意味では改善をされたなというふうに思っております。 先ほど情報の話が出ましたけれども、実はこういうことが私の場合はありました。隣に旭食品さんがおられますけれども、旭食品さんがたまに見本市をやって</p>

	<p>くださいます。去年神戸でやっていただいたんですけど、そこである惣菜の牛肉商品を紹介されました。南米の国からきた原料を使っていますと言うたから、これはBSEは大丈夫かえと聞いたらこの国では発生はしておりませんという答えでした。帰ってきてインターネットとか厚労省のホームページとかで色々な情報を取りましたけども、その国のBSEの検査状況が全然実は分かりません。だからこれは取扱いはせられんなど、取扱いはしていませんけども、そうやって我々が気が付かないケース、もちろんこういう事に国の方も気が付かないかもしれんし、県の方も気が付かないかもしれんと思いますけども、やはり先ほど人材とかいかに我々業者が勉強するかということが直接お客様の食の安全・安心に繋がりますから、やはりしっかりせないかんというふうに思っております。</p> <p>もう1つですけども、先ほど上岡さんから高知県食品衛生協会の話がありましたけれども、実は私どもは指導員を今やっております。そのなかで感じるのが随分指導員の方が実はお年をめされまして、若い人が少なくなっているなという印象をもっていますので、ぜひ若い指導員さんを誘うように活動をせないかんというふうにつくづく感じております。</p>
青山会長	<p>ありがとうございます。インターナショナルになりますとそういうふう検査技術をもってない国の場合はどうなるんだっていうのを考えちゃいますよね。ほんとにね。しかも現在の我が国というのは世界一食材だけは豊富ですから、どこからでも入ってきますからね。いわゆる今までの体制では対応しきれなくなつてだろうと思いますけどね。</p> <p>一応ご参加いただいた委員の皆様一言はご発言いただきましたけど、あと行政の側から何か我々委員に告げたい事ございませつか。これは理解してよっていうことがあったらどうぞご発言いただければと思うんですけど、よろしゅうございませつか。どうも私が座長をすると早くすんだり長くかかったりどうも凸凹が激しいんですけども、今日は早く済みそうなんですけど、事務局何かこの委員会で審議すべき残っている事があったらご指摘下さい。</p>
事務局(岩井)	<p>今日は本当に皆さんにご審議をしていただきましてありがとうございます。色々お話いただきましたので今後また検討したいと思ひます。</p>
青山会長	<p>という事で一応時間は30分早くすみましたが、前回の審議会でのご意見、それを入れてかなり私は分かりやすく、今日委員の皆様のご発言がありましたようにかんり分かりやすく訂正されたと思ひます。さらにパブリックコメントを求めて幅広い県民のご批判を受けて、更にもっと分かりやすいものに訂正をしていかなければならないと思ひますし、それをまとめて知事の諮問に対して答申をしていかなければならないというふうを考えています。会を終了しましてもぜひもう一度目を通していただいて、僅かでも一字でも一句でもお気づきの点がありましたら事務局の方にご連絡をいただければ、私と事務局と十分審議させていただきますので訂正をさせていただきますと思ひます。これはたいへい多くの審議会では</p>

司会	<p>会長は事務局と打合せして訂正しますと言葉だけの場合がありますけれども、私 の場合は本当に嫌になるほど事務局が学長室に訪ねてきてくれますので、これ は真実味をもってお聞きいただければと思います。十分意見を事務局にお寄せい ただければと思います。</p> <p>では、今日の第3回の推進審議会を終了したいと思います。どうもご協力あり がとうございました。</p> <p>ご審議ありがとうございました。青山会長さん・委員の皆様方・また関係各課 の皆さん・中国四国農政局の井上課長さん本当にありがとうございました。</p> <p>以上で審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
----	---